

八幡市地域公共交通会議の 概要について

令和5年8月25日（金）
八幡市 建設産業部 管理・交通課



地域公共交通会議とは

- ▶ 地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバスの運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、道路運送法に位置づけられています。
- ▶ 八幡市の地域公共交通会議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定されている地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う法定協議会でもあります。

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法施行規則	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none">乗合旅客運送の様態運賃や料金自家用有償の必要性その他情報共有	地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項



八幡市の地域公共交通会議は**地域公共交通会議**と**法定協議会**を兼ねています

構成員とその役割について

➤ 道路運送法施行規則第9条の3第1項及び第2項並びに地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第2項の規定に基づき構成されています。

- 学識経験者
- 公共交通事業者（バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者）
- 住民または利用者の代表者
- 行政関係機関（京都運輸支局、京都府広域振興局）
- 道路管理者（京都国道事務所、山城北土木事務所）
- 警察
- その他



具体的に何を行うのか

- ▶ 地域の実情に応じた乗合運送サービスの形態（路線の休廃止、区域）やサービス水準等（運賃設定）について、具体的な協議を行うこととなっており、協議が整った内容を変更する場合においても協議を行います。
- ▶ 法定協議会として、地域公共交通計画の作成ならびに計画内容の実施に関して必要な協議を行います。

- 事業認可
- 路線延長認可（新規路線、路線の休廃止）
- 運行形態（路線不定期運行又は区域運行）
- 運賃設定
- 地域公共交通計画の作成ならびに計画の実施
- その他情報共有



これまでの開催状況

年月日	会議名
令和3年 7月29日	第1回八幡市地域公共交通会議 (オンデマンド交通、計画策定の進め方等)
令和4年 2月14日	第2回八幡市地域公共交通会議 (計画素案、パブリックコメント、今後について等)
令和4年 4月22日	第3回八幡市地域公共交通会議 (計画に基づく施策の実施、オンデマンド交通等)
令和4年 8月 3日	第4回八幡市地域公共交通会議 (オンデマンド交通、計画施策の進捗について等)
令和4年11月15日	第5回八幡市地域公共交通会議 (ダイヤ改正、オンデマンド交通等)
令和5年 2月17日	第6回八幡市地域公共交通会議 (オンデマンド交通、計画施策の進捗について等)
令和5年 6月 5日	第7回八幡市地域公共交通会議 (オンデマンド交通、計画施策の進捗について等)



今後の協議事項

- コミュニティバスやわたのルート・ダイヤ再編
コミュニティバスの利用状況やニーズ、運行費用を踏まえ、効率的なルート、利用しやすいダイヤを検討します。

